

第6回 Better Life 研究会 (2020年7月22日開催)

「弁護士の仕事から見えてきたこと」

櫻井みぎわ 委員 (弁護士)

私は神奈川県弁護士会に所属する弁護士です。今回、私がこれまで担当してきた事件の中から、この研究会のテーマに沿う事件をピックアップして、そこから見えてきたこと、感じていることをお話したいと思います。今回ピックアップした事件は、刑事事件、少年事件、虐待事件、DV事件および貧困・生活保護関係の事件の5つです。

まず「刑事事件」です。私が被疑者・被告人と接して感じることは、「不遇な人が多い」ということです。刑事政策や犯罪学がご専門の龍谷大学の浜井浩一教授が、どういふ人たちが刑罰を受けているのかについて、「犯罪をどう防ぐか」(岩波書店)という書籍の中の論文でこんなふうにかかれていています(下図参照)。

実際、どういふ方たちが刑罰に服しているのでしょうか。日本の刑務所では、すべて

第1 刑事事件

どういふ人たちが刑罰を受けているのか

浜井浩一さん(龍谷大学教授)

「受刑者と接して感じていたのは、彼らの多くは、単に心身に問題を抱えているだけでなく、家族がいなかったり、貧困であったりと不遇な環境に育ち、人から愛された経験に乏しく、それ故に被害感が強く、すぐふてくされるなどコミュニケーション能力に乏しいということである。当然、示談や被害弁償もままならず、不適切な言動を繰り返し、検察官や裁判官の心証を悪くしがちである。そして、まったく反省していないとみなされ、住所不定、無職で再犯の可能性も高いとして起訴され、実刑判決をうけやすい。」

(浜井浩一「犯罪をどう防ぐか」岩波書店2017)

「犯罪の背景には、貧困や差別、社会的孤立が存在する」(同上)

の新受刑者にIQ相当値を測定できる能力テストを実施しており、その結果、1980年以降、20%から30%の方が、知的障害の基準とされるレベルにあることがわかっています。

また、2015年に出所した受刑者の約4人に1人は帰る場所がなく、家族からの支援がありません。この割合は、厳罰化が顕著となった1990年代半ばから大きくなっています。

ところで「犯罪白書」によると、2003年をピークに犯罪件数や検挙者数も減少しています。一方、再犯率は上昇しています。刑務所での教育、更生教育がうまくいっていないということになります。国もようやく、2016年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」を成立させ、再犯防止が非常に重要であるという認識のもと、さまざまな施策をすすめています。まだなかなかうまく行っているとは言い難い状況です。

次に「少年事件」についてです。少年事件では、警察・検察を経て、全件が家庭裁判所に送られます。そこから、在宅あるいは少年鑑別所において、調査官などによる調査が始まります。そこでは、非行の原因はもちろん生育状況や家族関係・交友関係等につ

いて丁寧な調査が実施され、非行の再発防止に向けた環境調整が行われます。なぜ少年にはこのように特別な配慮がされているかと言うと、子どもは生まれ育った環境に影響を受けやすく、良い環境に置けば更生する可能性が高いためです。

少年事件についても、その数は2003年頃から激減しており、現在の

日本の未成年者は世界でもまれにみる犯罪を犯さない若者だと言えます。それにもかかわらず、例えば、2015年の内閣府の世論調査では、「少年による重大な事件は5年前と比べ増えていると思うか」という問いに対して、「かなり増えている」「ある程度増えている」と答えた人は合わせて78.6%にも上っています。非常に困った現象です。こういう世論調査や被害者遺族の声もあって数次にわたる少年法改正がなされ、いわゆる厳罰化が進められています。

そして、今、法制審議会で議論されているのは、「少年法適用年齢の引き下げ」の問題です。民法の成人年齢の引き下げや公職選挙法の改正と足並みをそろえる形で、少年法の適用を現在の20歳未満から18歳未満にするべきではないかということが議論されているのです。

しかし、現在の少年法の仕組みが非常にうまく機能しており、少年の更生に役立っているというのは、多くの専門家たちの一致した意見です。引き続きこの問題は注視していく必要があると思います。(その後少年法適用年齢の引き下げは見送られましたが、検察庁に送致される事件が拡大され、やはり少年事件の厳罰化が進むことになりました。筆者注)

第2 少年事件

少年とは、20歳に満たない者を意味する。

- (1) 犯罪少年 (14歳以上で罪を犯した少年)
- (2) 触法少年 (14歳未満で(1)に該当する行為を行った少年)
- (3) ぐ犯少年 (保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、または刑罰法令に触れる行為をするおそれがあると認められる少年)

少年事件の流れ

逮捕

→ 検察官送致 → 家裁送致 → 観護措置 → 審判
在宅 (在宅での調査)

第3 虐待事件

(1) 様々な虐待

暴力、暴言、性虐待、精神的虐待、面前DV、無関心、育児の放棄

(2) 子どもセンター「てんぼ」の子ども担当弁護士として

子どもセンター「てんぼ」とは

居場所のない10代後半の子供たちのためのシェルター等を運営
住まい・食事・衣服等の提供
担当スタッフと担当弁護士2名

次は「虐待事件」です。子どもに対する虐待には、暴力、暴言、性虐待、精神的虐待、面前DV、無関心、育児の放棄と、様々あります。

私が虐待事件を担当することになったきっかけは、子どもセンター「てんぼ」に関わってからです。「てんぼ」は、虐待など

で居場所のない10代後半の子どもたちのためのシェルター等の運営をしています。

虐待を受けて帰る場所がない子どもたちに一時的に住まいや食事などを提供して、次の居場所を探すお手伝いをしています。スタッフは常駐していますが、スタッフとは別

に1人の子どもに担当弁護士が2名つく体制になっています。

それから、里親の話を少ししたいのですが、2014年10月時点で、全国590の児童養護施設に27,468名の子どもたちがいます。社会的養護を必要とする子どもは、「施設養護から家庭的養護へ」というのが世界の潮流です。しかしながら日本では、社会的養護を必要とする子どもの約90%が施設、約10%が里親等に託されている状況です。2016年の児童福祉法の改正を受けて、厚生労働省は「新しい社会的養育ビジョン」をつくり、原則就学前の施設入所の停止や7年以内の里親委託率75%という数値目標を掲げています。しかし現状ではこの目標は相当達成するのが難しいでしょう。

「DV事件」に話を移します。横浜市男女共同参画センターでのDV相談等これまで多くのDV事件について相談等を受けてきました。家庭という「密室」の中で本当に信じがたいことが頻繁に起きています。

DVから逃れてようやく離婚が成立しても、その後多くの女性や子どもたちが貧困に悩まされています。2018年の労働政策研究機構の調査によると、母子家庭の相対的貧困率は51.4%です。また6割の離婚母子世帯は、父親から養育費を一度も受け取ったことがありません。途中で支払われなくなる世帯もいるので、それを含めると、現実に養育費を受け取っているのは2割程度ではないかと言われています。シングルマザーは8割が就業していますが、貧困のためダブルワーク、トリプルワークで働くお母さんも多いです。そうすると、子どもだけで家にいる時間が長くなり、当然子どもに目が行き届かない。子どもが発するSOSに気づかない。また親自身が長時間労働で疲労困憊してしまうなどマイナス面も見逃せません。

最後に「貧困・生活保護関係事件」についてです。2000年以降、徐々に社会で貧困が広がっていき、若者の非正規雇用、派遣社員も目に見えて増えました。

私自身のかかわりで言えば、2007年に「首都圏生活保護支援法律家ネットワーク」が首都圏の弁護士を中心に結成され、私もそのメンバーとして、生活保護の相談を受けたり、窓口申請に同行するようになりました。

生活保護の問題点をいくつか挙げたいと思います。まず、捕捉率が低い、つまり利用する資格がある人が利用していません。生活保護受給者へのバッシングも激しく、そのためでしょうか、非常に困っているのに「生活保護だけは受けたくない」という人も多くいます。「不正受給」の報道もしばしばされますが、藤田孝典さんはIRONZAで「不正受給件数は全体の2%とされているが、本当はもっと少ないのではないか」と指摘しています。それから「額が低い」ことも問題です。2020年6月に国民感情を理由に裁判所

第4 DV事件

男女共同参画センターの相談担当弁護士として

DVの特徴 「密室」

殴る、蹴る、髪をつかんで振り回す、刃物を突き付ける、刃物を畳に突き刺す、大声でどなる、なぐるぞと脅す、正座させて何時間も説教する、けなす、人格を貶める、いやがる性行為を強要する、交友関係を制限する、四六時中メールを寄越しそれにすぐ返事をさせる、お金を渡さない、無視する

女性相談員の不足、加重負担、待遇の悪さ。

が「支給額の引き下げはやむを得ない」という判決を出しましたが、国民感情を理由に

第5 貧困・生活保護関係事件

どこから見えてくるのか。

債務整理事件・労働事件・刑事事件・少年事件・虐待事件
・DV事件

2000年以降徐々に進んだ貧困

非正規雇用の増加

2008年年越し派遣村

生活保護申請への同行開始

首都圏生活保護支援法律家ネットワークへの参加

額が決まるのはおかしいことだと思います。それから「使い勝手の悪さ」も問題です。受給者は原則車を所有できません。扶養義務者への照会も実施されます。また、「水際作戦」は以前から問題視されていましたが、現在もなお、窓口では、申請させない方向に持って行こうとする対応がしばしば見受けられます。

子どもの貧困ですが、いまだに7人に

1人の子どもが相対的貧困の状態です。子どもの貧困問題の第一人者である阿部彩教授が、「日本人の貧困観は非常に貧相だ」と指摘されています。先生は、アンケートで「現代の日本社会においてすべての子どもに与えられるべきものは何ですか」と尋ねる調査を実施しています。それによると、「すべての子どもに与えられるべきもの」として「朝ごはん」は全体の91%、「医者に行く」は86%の人たちが支持しています。しかし、「周囲のほとんどの子どもたちが持っているスポーツ用品（サッカーボール、グローブ等）やおもちゃ（人形、ブロック、パズルなど）」については、「希望するすべての子どもに絶対に与えられるべき」と答えたのはたった12.4%だったそうです。ちなみに同じ調査はイギリスでも実施されており、イギリスの人たちは84%の人が「すべてのイギリスの子どもに与えられるべき」だと答えているそうです。このような貧困観についても改めていかなければなりません。

それから「奨学金問題」も非常に深刻です。現在、大学生の2人に1人は奨学金制度を利用しています。日本学生支援機構によると、2014年時点で、平均貸与総額が学部生で196万5000円、大学院生は398万7000円だそうです。彼らは総額200万～400万という借金を背負った状態で社会に出なければなりません。非常に大変なことだと思います。

以上のことから強く思うのは、国や自治体が困っている人をしっかり支える仕組みをつくってほしいということです。もちろん、周りで気がついた人たちが手を差し伸べることも大事ですが、国や自治体の仕事として、きちんと取り組んで予算をつけ、お金を出して支援する仕組みをつくってほしいと感じます。

最後になりますが、私が仕事をしていて、今の日本の喫緊の課題として、「男女不平等の解消」「労働者の地位の向上」それから子どもの貧困解消を含む「格差の是正」、この3つがあると感じています。

「男女不平等の解消」ですが、現在日本のジェンダーギャップ指数は、世界144か国中121位です。男女不平等が解消されたら、女性の所得も上がって母子家庭の貧困が多少は改善すると思いますし、DV事件もいくらかは減るかもしれません。

また「労働者の地位向上」も重要です。もはや「終身雇用」や「年功序列」といった日本型の雇用は維持できないのかもしれない。非正規雇用労働者が4割も占めるような状況です。そうであれば、なおのこと、何か別の形で労働者の地位や権利を守る仕組みをつくらないと、今のままでは社会そのものが破たんしてしまうという強い危機感を持っています。

「格差の是正」ですが、特に子どもの貧困の解消は必須です。また、「衣・食・住」と一口にいいますが、中でも住居の確保は非常に重要ですので、公営住宅を提供する仕組みなども早急にぜひつくってほしいです。

これら3つについては、本当に早急に国を挙げて抜本的な改善に取り組む必要があると思います。

<文責：全労済協会調査研究部>